

産廃 CO₂ サービス利用規約

第 1 章 総則第 1 条（適用）

1. この規約（以下「本規約」といいます）は、本サービス（第 2 条第 3 項で定義します）の提供条件及び本サービスの利用に関する株式会社リバスタ（以下「当社」といいます）と利用者（第 2 条第 1 項で定義します）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と利用者との間に適用されます。
2. 利用者が本規約に同意をし、第 7 条に従い本サービスの会員資格を取得した時点で、利用者と当社との間で、本規約を契約条件とした本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）が成立します。

第 2 条（定義）

1. 「利用者」とは、当社が提供する会員制インターネット電子マニフェスト情報サービス ereverse.com（以下「基本サービス」といいます）の会員のうち、当社所定の方法により本サービスの申込みをし、第 7 条に従い本サービスの会員資格を取得した事業者をいいます。
2. 「利用規約等」とは、基本サービスの会員規約、本規約、「産廃 CO₂ サービスに関する重要事項等説明書」、「産廃 CO₂ サービスに関する秘密保持規約」、料金表、第 13 条第 3 項で準用する「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」の総称をいいます。
3. 「本サービス」とは、基本サービスに登録されたマニフェスト情報その他情報（収集運搬業者が登録する車両情報を含みます）を活用し、利用者が産業廃棄物運搬に係る二酸化炭素（CO₂）排出量の算定を行うことの支援をし、もって、当該算定業務が効率的に遂行されることを目的として、当社が、利用規約等に従い、基本サービスの有償オプションサービスとして利用者に提供するクラウド型有償サービス「産廃 CO₂ サービス」のことをいいます。

第 3 条（本サービスの概要）

1. 本サービスの主催、運営管理は当社または当社が指定する者がこれを行います。
2. 本サービスは、法令（「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」を含みます）、ガイドライン等に基づく報告等の支援を目的するものではありません。利用者に適用される法令・各種ガイドライン等に基づく報告等、その他利用者が所属する団体、第三者に対する報告等（公表等を含みます）、その他の利用者の利用目的に本サービスが適合すること（基準、算定方法、手続等への適合性、正確性等を含みます）について、当社は何ら保証しません。本サービスの算定方法等の詳細について、別途当社の定める内容を事前にご確認ください。利用者は、自己の判断と責任において、自己に必要となる算定方法等を確認及び調査し、利用者自身が必要となる事項の入力、修正等をして、自ら必要となるデータを作成するものとします。
3. 本サービスは、CO₂ 排出量の算定方法等に関連して外部のサービスと連携することがあります。外部サービスの適合性、正確性等について、当社は何ら保証しません。

第4条（本サービスの利用、一時中止、廃止）

1. 利用者は、利用規約等の定めに基づき、自己の判断と責任において本サービス及び基本サービスを利用するものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、自己の判断と責任において、別途当社が指定する期限までに、基本サービス上でマニフェスト情報その他必要な情報を登録します。利用者は、基本サービスに登録していないマニフェスト情報その他必要な情報がある場合、別途当社が指定する期限までに、自己の判断と責任において、利用者自身にて集計・入力等をする必要があります。
3. 基本サービス及び本サービス上で取得した情報・データについて、利用者は、利用規約等に違反することなく、自己の判断と責任において、確認のうえ必要に応じて変更、修正等して利用するものとします。利用者は、当社が利用者の利用する情報・データに関する内容の正誤等につき一切責任を負わないことをあらかじめ承諾します。
4. 本サービスは、定期的または緊急時のシステムメンテナンス等の理由によりサービスの提供を一時中止する場合がございます。また、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合も同様とします。
 - (1) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
 - (2) 本サービスまたは基本サービスの保守上やむを得ないとき。
 - (3) 上記のほか、本サービスまたは基本サービスの提供を中止せざるを得ない合理的理由が発生したとき。
5. 当社は会員に対して3ヵ月前までに第6条で定めるいずれかの方法によって通知することで本サービスを廃止することができます。

第5条（規約、サービス等の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、法令の範囲内で、本規約を変更することができます。当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、あらかじめ、次条で定めたいずれかの連絡方法を用いて、変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を利用者に通知します。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
2. 当社は、あらかじめ次条で定めたいずれかの連絡方法を用いて利用者に変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を通知することにより次の各号で定める事項を任意に決定、実施することができます。ただし、緊急時等、事前の連絡が困難な場合には、実施後速やかに連絡することにより事前の連絡があったとみなします。
 - (1) 本サービスの変更または新たなサービスの提供
 - (2) 本サービスの利用条件の変更
 - (3) その他前各号に関連する本サービスにかかる事項

第6条（利用者への連絡）

1. 当社から利用者への通知は、以下のいずれかの方法により行います。なお、いずれかの方法により通知した場合、当社が通知を発した時点で利用者に到達したものとみなします。また、複数の手段で通知した場合には、最も早く発した通知を基準とします。
 - (1) 当社ホームページでの掲載
 - (2) 電話
 - (3) 電子メール
 - (4) 郵送
 - (5) ファックス

第2章 入会手続き、料金、退会等

第7条（入会申込み）

1. 本サービスの入会にあたっては、基本サービスの会員として登録されている排出事業者会員であり、基本サービスの会員規約を遵守し、かつ、基本サービス及び本サービスの利用が可能な状態であることを条件とします。
2. 本サービスに入会を希望する基本サービスの会員は、別途当社所定の方法に従って申込みを行うものとします。
3. 前項に規定する申込みの完了後、当社の判断により、当社による本サービスへの登録が完了したとき、本サービスの会員資格を取得します。
4. 本サービスへの申込みに際しては、利用規約等の内容を確認し、これらに同意していただく必要があります。

第8条（有効期限、利用開始日）

1. 本契約の有効期間（以下「本契約期間」といいます）は、本契約成立時から利用者が退会する日（退会の事由を問いません。以下「退会日」といいます）までの間とします。

第9条（初期費用・利用料等）

1. 利用者は、次の各号に掲げる別途当社の定める料金（以下総称して「本利用料金」といいます）を当社にお支払いいただきます。利用者は本利用料金に係る消費税を負担するものとします。
 - (1) 初期費用（本サービスお申込み時の設定登録作業に付随して発生する料金）
 - (2) 月額利用料金（別途当社が料金表で定める基準に従い、本契約期間中に別途当社が定める各月で発生する料金（マニフェストが発行されなかった場合の最低料金も含まれます）。月途中で本契約が終了した場合（終了等の事由を問いません）であっても、日割計算による精算を行わず、月額利用料金満額が発生します）

2. 当社は、料金表においてあらかじめ本利用料金の単価、基準及び詳細を定め、第6条で定めるいずれかの方法でこれを利用者に通知します。また、本利用料金はいかなる場合も、返還いたしません。
3. 当社は、当社が必要と判断する場合、本利用料金の単価及び詳細を変更することができるものとします。本利用料金を変更する場合、法令の範囲内で、あらかじめ、第6条で定めるいずれかの方法で、変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を利用者に通知します。
4. 利用者は、次の各号に定める方法により、当社に対し、本利用料金をお支払いいただきます。振込手数料等は利用者の負担とします。
 - (1) 本サービスへの登録が完了した後、初回分の月額利用料金の支払時期に、初回分の月額利用料金の支払方法と同様の方法により、初期費用をお支払いいただきます。
 - (2) 毎月末日を締め日として、当社が指定する翌月以降の振替日に、あらかじめ基本サービス上で指定された会員の金融機関口座から口座振替する方法により月額利用料金をお支払いいただきます。なお、利用者が希望した場合には、口座振替にかえて、毎月末日を締め日として当社が作成、送付した請求書に基づいて翌々月末日までに振込む方法によりお支払いいただくことができます。

第10条（退会と再入会）

1. 利用者は、本契約期間中であっても、別途当社所定の方法により、本条の定める条件に従って次の各号に定める日を退会日として本サービスの退会の意思表示をすることができます。この場合、利用者は、次の各号に定める退会日に退会することになります。
 - (1) 退会の意思表示が当社に到達した日が当月10日までの場合、当月末日を退会日とします。
 - (2) 退会の意思表示が当社に到達した日が当月11日から当月末日の場合、翌月末日を退会日とします。
2. 利用者が基本サービスの会員規約14条1項により基本サービスを退会した場合は、利用者は本サービスの利用資格を喪失し、次の各号に定める日を退会日として利用者により本サービスの退会の意思表示がなされたものとみなします。
 - (1) 基本サービスの退会届が当社に到達した日が当月10日までのとき、当月末日を退会日とします。
 - (2) 基本サービスの退会届が当社に到達した日が当月11日から当月末日までのとき、翌月末日を退会日とします。
3. 基本サービスの会員規約第21条による基本サービスに係る退会処分があった場合、利用者は本サービスの利用資格を喪失し、別途当社が通知する基本サービスの退会日を本サービスの退会日として当社より本サービスの退会処分がなされたものとみなします。本規約第15条による本サービスに係

る退会処分があった場合、利用者は本サービスの利用資格を喪失し、別途当社が通知する退会日を退会日とします。

4. 退会（退会の事由を問いません。以下同じです）にあたり、利用者が当社に対して負っている債務（本契約上の債務、利用者の当社に対する損害賠償債務も含みますが、これらに限りません）がある場合、利用者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務を履行しなければなりません。
5. 利用者が退会した場合であっても、当社は、利用者に対し、本利用料金（退会日までに運搬終了報告がなされたマニフェスト情報に応じて別途当社が定める基準に従い計算されます）は第9条に従い発生するものとし、当社は日割計算等による精算及び返金はい行いません。
6. 退会した利用者が再度入会を希望する場合は、利用規約に基づき、再度入会申込を行う必要があります。利用者は再度の入会によっても、退会前の情報・データが引き継がれないことを予め承諾します。

第3章 権利、義務

第11条（知的財産権）

1. 基本サービスの会員規約第15条（知的財産権）の規定は本サービスについて準用します。同条中の「e-reverse.com」とあるのは「本サービス」と、「会員」とあるのは「利用者」と読み替えます。

第12条（取得情報の取り扱い）

1. 基本サービスの会員規約第16条1項の規定は本サービスについて準用します。同項中の「ereverse.com」とあるのは「本サービス」と、「会員」とあるのは「利用者」と読み替えます。
2. 基本サービスの会員規約第16条2項の規定は本サービスについて準用します。同項中の「ereverse.comの各サービス利用のため」とあるのは「本サービスの利用のため」と、「ご利用料金」とあるのは「本利用料金」と、「サービス」とあるのは「本サービス」と読み替えます。
3. 基本サービスの会員規約第16条3項の規定は本サービスについて準用します。同項中の「会員」とあるのは「利用者」と、「e-reverse.comの提供」とあるのは「本サービスの提供」と、「サービスの利用規約」とあるのは「本規約」と読み替えます。
4. 基本サービスの会員規約第16条4項から7項までの規定は本サービスについて準用します。各項中の「e-reverse.com」とあるのは「本サービス」と、「会員」とあるのは「利用者」と、「会員サービス」とあるのは「本サービス」と読み替えます。

第13条（利用者の権利及び義務）

1. 利用者は、利用規約等に従って、別途当社が定めた期間内に、当社所定の月次分のデータを出力することができます。当該データの数値は、実際のCO₂の排出量ではなく、およその目安となり、入力された情報やその他の事由により実際の排出量から乖離するなどの可能性があります。

2. 本サービスでは、利用規約等の定める条件に従って、次の各号の通り月次分のデータ（暦に従った1か月毎のデータ）を算定します。
 - (1) 本サービスへの登録が完了した日（当社が登録完了の通知を発した日。以下、同じです）が当月10日までの場合、本サービス登録完了後最初に基本サービスにマニフェスト情報が登録された日（ただし、本サービス登録完了前に、利用者が基本サービスに入会して基本サービスに当月1日以降のマニフェスト情報を登録しているときは、当月1日以降そのマニフェスト情報が登録された最初の日）から月次分のデータが集計されます。それより後の本契約期間中の各月次分のデータは、毎月1日以降にマニフェスト情報が登録された日から毎月末日まで集計されます。
 - (2) 本サービスへの登録が完了した日が当月11日から当月末日の場合、翌月1日以降に最初に基本サービスにマニフェスト情報が登録された日から月次分データが集計されます。それより後の本契約期間中の各月次分のデータは、毎月1日以降にマニフェスト情報が登録された日から毎月末日まで集計されます。
3. 当社が別途定める「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」は、本サービスの利用について準用します。同項中の「会員」とあるのは「利用者」と読み替えます。
4. 利用者は、利用者の費用と責任において、基本サービスに登録した情報の元となる情報・データ、本サービスを利用して取得または出力した情報・データの管理責任を負います。
5. 基本サービスの会員規約第18条（会員の義務）の規定は、本サービスについて準用します。同条中の「本規約及びこれに付随する諸規則」とあるのは「利用規約等」と、「e-reverse.com」とあるのは「本サービス」と、「会員」とあるのは「利用者」と読み替えます。なお、同条3項中の「第9条3項」とあるのは「基本サービスの会員規約第9条3項」と、「第11条2項」とあるのは「基本サービスの会員規約第11条2項」と、「次条に規定する禁止行為等」とあるのは「本規約に規定する禁止行為等」と読み替えます。

第4章 紛争の処理

第14条（禁止行為）

1. 基本サービスの会員規約第20条（禁止行為）の規定は、本サービスについて準用します。同条中の「本規約及びこれに付随する諸規則」とあるのは「利用規約等」と、「e-reverse.com」とあるのは「本サービス」と、「会員」とあるのは「利用者」と読み替えます。

第15条（本サービスからの退会処分）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、予告期間なく即座に当該利用者を退会処分とすることができます。
 - (1) 入会の申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 入会后、当該利用者について基本サービスの会員規約第9条3項各号のいずれかに該当する事柄が存することが判明したとき。

- (3) 利用者に本規約に規定する利用者の義務違反、その他利用規約等に違反する行為があったとき。
- (4) 利用者が本利用料金その他当社に対して負担する債務の履行を怠り、当社が相当期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、利用者が債務を履行しないとき。
- (5) 利用者が当社に対する債務の履行遅滞を繰り返したとき。
- (6) その他当社が利用者であることを不適切と認める相当の事情が存するとき。
- 2. 利用者が基本サービスの会員規約第 11 条 2 項に規定する条件を喪失した場合または本規約 7 条 1 項に規定する条件を喪失した場合、喪失した条件を再び満たすことが困難であると当社が判断したときには、当社は当該利用者を退会処分とするものとします。
- 3. 利用者が基本サービスの会員規約第 21 条により退会処分となった場合、本サービスに係る退会処分もなされたものとみなします。
- 4. 前各項の措置に対し当該利用者はこれに異議を申し立てることができません。
- 5. 本条に基づき利用者が退会処分となった場合、これにより発生した損害の賠償請求または補償については次のとおりとします。
 - (1) 当社に損害が生じた場合：利用者は当社に対し、損害を補償または賠償しなければなりません。
 - (2) 利用者に損害が生じた場合：当社は損害を補償または賠償いたしません。

第 16 条（免責事項等）

- 1. 利用者が利用者の利用目的に合った結果を得るために本サービスを選択したことその他本サービスの利用によって得られた結果をもとにした利用者の作為・不作為（公表、報告等を含みます）について、当社は一切の責任を負いません。
- 2. 次の各号のいずれかに掲げる場合、当社は、当社の判断により法令の範囲内で次の各号に掲げる本サービスで管理する情報・データを削除することができます。これにより利用者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 利用者が退会となった場合、当該利用者に係る全ての情報・データの削除
 - (2) 利用者が第 13 条に定める義務または第 14 条に違反した場合、当該利用者に係る全てまたは一部の情報・データの削除
 - (3) 本サービスまたは本サービスの運用管理上等、本サービスに対応する情報・データを削除すべきと当社が判断した場合、当該情報・データの削除
- 3. 基本サービスの会員規約第 22 条（免責事項等）の規定は、本サービスについて準用します。なお、同条中の「e-reverse.com」とあるのは「本サービス」と、「会員」とあるのは「利用者」と、「入会金相当額」とあるのは「本サービスの初期費用相当額」と、「情報」とあるのは「情報・データ」と、「会員の廃棄物処理法及びその他関係法令に基づく廃棄物処理の義務・責務の履行」とあるのは「会員の廃棄物処理法、CO₂ 排出に関する法令及びその他関係法令に基づく義務・責務の履行」と読み替えます。

第 17 条（その他）

1. 基本サービスの会員規約第 23 条（権利義務の譲渡）、第 24 条（誠実義務）、第 25 条（紛争の解決方法）の規定は、本サービスについて準用します。同条中の「e-reverse.com のサービス」とあるのは「本サービス」と、「会員」とあるのは「利用者」と読み替えます。

付 則 （本規約の発効）

本規約は下記のとおり、発効されました。

・ 発 効 ： 2022 年 5 月 24 日